◇改正の趣旨

地方分権改革推進委員会第3次勧告において、法制的な観点から地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大するとともに、自らの責任において行政を展開できる仕組みを構築することが必要とし、これを「義務付け・枠付けの見直し」という改革テーマとして設定検討してきたところ、具体的に見直し措置を講ずべきことが提言された。

これを踏まえ、平成23年8月30日に公布された 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号。次ページ資料において「第2次一括法」という。)において、社会教育法、図書館法について一部改正が行われ、平成24年4月1日より施行されることとされた。具体的には、地域の実情に応じて一層幅広い分野の者が公民館運営審議会、図書館協議会の委員となることが促進されるよう、それぞれ社会教育法第30条第1項に定める委員の委嘱にあたっての基準及び、図書館法第15条に定める委員の任命にあたっての基準を削除し、これを条例において定めることとするとともに、条例を定めるに当たって参酌すべき基準(※下記説明参照)を文部科学省令で定めることとされた。

なお、この法改正を受け、現行の省令においては参酌すべき基準が規定されていなかったため、文部科学省では、公民館運営審議会委員については新たに省令を制定し、図書館協議会委員については図書館法施行規則の一部改正を行い、参酌すべき基準を定めたところである。

◇「参酌すべき基準」

出典:地方分権改革推進委員会第3次勧告

1 施設・公物設置管理の基準の見直し

施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、地方分権改革推進計画の整理同様、次のとおりとする。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方公共団体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を 定めることが許容されるもの

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	○「参酌すべき基準」とは、十分参照し なければならない基準	〇「標準」とは、通常よるべき基準	○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準
	○条例の制定に当たっては、法令の「参 酌すべき基準」を十分参照した上で判 断しなければならない	ME AND	〇条例の内容は、法令の「従うべき基準」 に従わなければならない
異なるものを定める ことの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めること	法令の「従うべき基準」と異なる内容を 定めることは許容されないが、当該基準 に従う範囲内で、地域の実情に応じた内
備考	「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任(行為規範) ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法	は許容 「標準」と異なる内容について説明責任 → 合理的な理由がない場合は違法	容を定めることは許容 「従うべき基準」の範囲内であることに ついて説明責任 ⇒ 基準の範囲を超える場合は違法
	「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」 「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」 も同じ	「準則」も同じ	「定めるべき基準」「遵守すべき基準」 「適合すべき基準」「よるべき基準」も 同じ

内閣府地域主権戦略室 成 23 ⅓

第2次一括法の概要

(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」

改正内容

地域主権戦略大綱(H22.6.22 閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(188法律(*))を行う。

基礎自治体への権限移譲(47法律) (都道府県の権限の市町村への移譲) 0

[多]

未熟児の訪問指導

(保健所設置市まで→市町村まで)

区域区分、都市再開発方針等に係る都市計画決定 (都道府県→指定都市

・家庭用品販売業者への立入検査

(都道府県→市)

・騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定 (特例市まで→市まで)

・理・美容所などの衛生措置基準の設定

都道府県→保健所設置市)

義務付け・枠付けの見直しと 条例制定権の拡大(160法律) (7)

(多)

- (1)施設・公物設置管理の基準
- ・公園等のバリアフリー化構造基準の条例委任 公立高等学校の収容定員の基準の廃止
- (2)協議、同意、許可·認可·承認
- ・地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直し
- -計量法の立入検査に係る県・市町村の協議を廃止 福祉事務所設置の知事同意協議の同意を廃止
- 計画等の策定及びその手続 <u>ල</u>

構造改革特別区域計画の内容の例示化等

〇自治体の国等への寄附に係る関与の廃止等 ・山村振興計画の策定義務の廃止

①・②の重複19法律 *

施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成23年8月30日)
- ②政省令等の整備が必要なもの → **公布の日から起算して3月を経過した日(平成23年11月30日** ③地方自治体の条例や体制整備が必要なもの → 平成24年4月1日(一部は平成25年4月1日)

栅

◇関係法令(公民館運営審議会関係)

●地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に 関する法律(平成23年法律第105号)[関係部分抜粋]

(社会教育法の一部改正)

第十七条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに 学識経験のある者の中から、」を「当該」に改め、同条第二項中「定数、」を「委嘱の基準、定数及び」 に、「必要な事項は、」を「当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該」に改め、同項に後段と して次のように加える。

この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものと する。

○社会教育法 新旧対照表

改正後 (<u>太字</u> 改正部分)	改正前 (改正部分)
(公民館運営審議会) 第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置く ことができる。 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公 民館における各種の事業の企画実施につき調 査審議するものとする。	(公民館運営審議会) 第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置く ことができる。 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公 民館における各種の事業の企画実施につき調 査審議するものとする。
第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、 公民館運営審議会の委員は、 当該 市町村の教育 委員会が委嘱する。	第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、 公民館運営審議会の委員は、 <u>学校教育及び社会</u> 教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を 行う者並びに学識経験のある者の中から、 市町 村の教育委員会が委嘱する。
2 前項の公民館運営審議会の委員の 委嘱の基準、定数及び 任期その他 <u>当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該</u> 市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。	2 前項の公民館運営審議会の委員の <u>定数、</u> 任期 その他 <u>必要な事項は、</u> 市町村の条例で定める。

●公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を 定める省令(平成23年文部科学省令第42号)

社会教育法第三十条第二項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

◇上尾市立公民館条例 新旧対照表

改正後 (<u>太字</u> 改正部分)	改正前 (
(運営審議会) 第11条 法第29条第1項の規定に基づき、上尾市 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会の委員 <u>(以下「委員」という。)</u> の定数は、 15人以内とする。	(運営審議会) 第11条 法第29条第1項の規定に基づき、上尾市 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。 2 審議会の委員の定数は、15人以内とする。
3 委員は、次に掲げる者の中から、委員会が委嘱する。 (1) 学校教育及び社会教育の関係者 (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) 学識経験のある者 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	<u>3</u> 委員の任期は、2年とする。ただし、 <u>補欠委員</u> の 任期は、前任者の残任期間とする。
5 委員は、委嘱された時における当該身分を失った 場合は、その職を失う。 6 委員は、再任されることができる。	

◇関係法令(図書館協議会関係)

●地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に 関する法律(平成23年法律第105号)[関係部分抜粋]

(図書館法の一部改正)

第十八条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、」を「当該図書館を設置する地方公共団体の」に改める。

第十六条中「定数、任期その他」を「任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものと する。

○図書館法 新旧対照表

改正後 (<u>太字</u> 改正部分)	改正前 (
(図書館協議会) 第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。 第十五条 図書館協議会の委員は、 当該図書館を設置する地方公共団体の 教育委員会が任命する。	(図書館協議会) 第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。 第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。
第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の 基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必 要な事項については、当該図書館を設置する地方 公共団体の条例で定めなければならない。この場 合において、委員の任命の基準については、文部 科学省令で定める基準を参酌するものとする。	第十六条 図書館協議会の設置、その委員の <u>定数、</u> 任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

●図書館法施行規則(昭和25年文部省令第27号)

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準 第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める参酌すべき基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭 教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

◇上尾市図書館協議会条例 新旧対照表

改正後 (<u>太字</u> 改正部分)	改正前 (
(組織) 第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数 は、12人以内とする。 2 委員は、次に掲げる者の中から、上尾市教育委員 会が任命する。 (1) 学校教育及び社会教育の関係者 (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (3) 学識経験のある者	(定数) 第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数 は、12人以内とする。
(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <mark>教育委員会事務局教育総務</mark> <u>部図書館</u> において処理する。	(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>上尾市教育委員会図書館</u> に おいて処理する。